

精華町建設工事等に係る設計違算等の取扱いについて

精華町が発注する建設工事及び除草、剪定その他建設工事に関する業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、設計違算等が判明した場合の取扱いは、原則として以下のとおりとする。

1. 設計違算の定義

この取扱いにおいて「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいう。

2. 設計違算が判明した場合の取扱い

(1) 開札前の対応

- ア 入札の公告後から開札前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札の手続を中止するものとする。
- イ 入札参加者は、入札締切後から開札前までの間に金入り設計書を閲覧することができ、かつ、設計違算に係る申立てを行うことができるものとする。
- ウ イの設計違算に係る申立てを受付けた場合は、当該入札の手続の中止又は続行に関わらず、申立てに対する回答をホームページで公表するものとする。

(2) 開札後から契約締結前の対応

- ア 開札後から契約締結前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札の手続を中止し、落札候補者又は落札者の決定を取り消すものとする。ただし、設計金額の訂正後においても、落札者の決定に影響がない場合であって、当該入札の落札候補者又は落札者から設計違算に係る変更契約の同意が得られるときは、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。
- イ アの場合のほか、開札後から落札者を決定する前までの間に、当該入札の公平な競争が確保されているかどうかについて

て、落札決定を保留し、必要な確認を行うことができるものとする。

(3) 契約締結後の対応

契約締結後は、設計違算があったことが判明した場合でも、当該入札を有効とする。

3. 設計違算とならない軽微な誤りの取扱い

入札の公告後から開札までの間に数量又は単位の誤り若しくは計上漏れ又は公表漏れ等の軽微な誤りがあったことが判明した場合は、次のすべてに該当する場合に限り、原則として入札の手続を続行することができるものとする。

ア 質問の回答期限までに、閲覧資料の修正又は追加公表することにより、公平な競争を確保することができる場合

イ 設計金額の訂正後においても、入札参加資格要件等に変更が生じない場合

4. 設計金額の訂正

設計金額の訂正が必要となる場合は、落札者と契約締結後、速やかに変更契約を締結するものとし、落札者がこれに応じないときは、当該入札の手続を中止するものとする。

5. 適用年月日

令和3年4月1日以降に入札公告を行う建設工事等から適用する。ただし、当分の間、この取扱いの対象の入札は、予定価格を事前公表する建設工事等のうち、予定価格が3,000万円以上とする。